

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回) 回答									
No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	条	項	号				
1	維持管理・運營業務に関するモニタリング	45	72	8			維持管理・運營業務に関するモニタリング	事業契約書(案)に関する質問回答No.45にて、「甲がモニタリングで実施した値となります。」と回答いただいています。甲が提示する測定値を採用するには、第三者機関による公正な値であることが前提と考えますので、甲がモニタリングで実施した値とは、計量証明されたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	法令改正等による契約内容の変更等	57	95	3			法令改正等による契約内容の変更等	事業契約書(案)に関する質問回答No.60にて、「技術革新等により、本契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合…」とは、「一般的な技術革新があった場合を想定」と回答いただいています。本契約に基づく乙の業務に、一般的な技術革新を導入した場合にサービス対価の減額を行うとの理解で宜しいでしょうか。一般的な技術革新であっても導入するには費用を要するため、導入判断は乙にあり、導入しない場合はサービス対価の減額は行われたいとの認識しています。	サービス対価の減額についてはご理解のとおりです。ただし、一般的な技術革新を市が求めた場合、導入に要する費用負担は協議とします。
3	事業契約書(案)別紙3	6	第1章	1	(2)		建設期間 中維持管理・運営費(サービス対価 B)	弊グループの提案として、建設期間中における消化固形物処理量は、令和9年4月から令和10年9月までの間において、平野処理場の既設炭化炉の定修期間(35日間/年)のみの処理量を計画し、サービス対価Bに反映する予定です。一方、舞洲スラッジセンターに関しては、令和9年4月から一部新規焼却炉・脱水機を運転できる状態とし、既設汚泥溶融炉のトラブルによって、汚泥処理が滞ってしまう際、新規焼却炉・脱水機を活用できる状態とする予定です。ただし、本トラブルによる稼働日数は、事前に計画できるものではないため、サービス対価Bには反映することが難しいと考えます。仮に舞洲スラッジセンターの新規焼却炉・脱水機を稼働させた場合は、別途貴市と事業者間で協議した上で、稼働に伴い発生する費用を貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、平野処理場において、既設汚泥炭化炉のトラブルによって平野処理場の新規焼却炉・脱水機を稼働させる場合も同様な考え方で、稼働に伴い発生する費用を貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)別紙3	6	第1章	1	(2)	ア	建設期間中の維持管理・運営費(サービス対価B-1) 固定費	舞洲の建築設備(建屋、建築機械設備)や外構設備の維持管理期間は、令和10年10月以降という理解でよろしいでしょうか。本内容との理解であれば、それに伴い固定費(保安全管理費、各種外部委託費)は建設期間には発生しないものと考えます。	ご理解のとおりですが、事業者が設計建設期間中に占有する執務室の維持管理費は本事業に含まず
5	事業契約書(案)別紙3	6	第1章	1	(2)	イ	建設期間中の維持管理・運営費(サービス対価B)	令和10～15年度において、既設固形燃料化施設の予定外停止時やその他理由で資源化炉の運転日数が年間35日を超過する場合に本事業で汚泥処理を行う場合について、 ①平野下水処理場の未処理水が発生した場合の処理費を免除いただけますでしょうか。 ②別事業における送泥抑制により、未処理水が発生しないようにご配慮いただけますでしょうか。	①事業者の提案する運転日数にかかわらず、サービス対価は処理量及び未処理水(=未処理脱水分離液)に応じた支払いとします。 ②送泥量は、市、包括管理委託受注者及び固形燃料化事業者と協議の上決定します。
6	事業契約書(案)別紙3	8	第1章	2			サービス対価の内訳のまとめ	建物の電力料金は固定費C-1に計上と明記されています。建物に関わる水道や都市ガスも同様の考え方でC-1に計上することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)別紙3	8	第1章	2			サービス対価の内訳のまとめ	事業契約書(案)に関する質問回答No.73にて、「表.サービス対価の内訳」において、『維持管理運営費内の電力及び都市ガスにおける基本料金は変動費C-2に計上』と回答いただいています。変動費C-2の中にはC-2-1とC-2-2があります。両者に按分するという考えでよろしいでしょうか。	それぞれの使用量に応じて按分とします。
8	事業契約書(案)別紙3	11	第2章	3	(2)	イ (ア)(イ)	建設期間中変動費①、②	建設期間中変動費について、平野下水処理場においては、事業者が電力、水道、都市ガスを準備・調達することから、入札価格算定のための単価は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書(案)別紙3	11	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費②	「上記(ア)(イ)について入札価格算定用市からの供給単価は以下のとおりとする」とあります。電力単価については、基本料金を除いた単価という理解でよろしいでしょうか。	電力単価には基本料金が含まれています。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回) 回答									
No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	条	項	号				
10	事業契約書(案)別紙3	11	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費②	「上記(ア)(イ)について入札価格算定に用いる市からの供給単価は以下のとおりとする」とあります。 本単価は令和2年度の入札結果に基づく単価という理解でよろしいでしょうか。入札結果単価とは異なる場合、設定された単価の根拠をご教示いただけないでしょうか。	令和2年度の使用料金の実績を使用量実績で除した値となります。
11	事業契約書(案)別紙3	13	第2章	3	(3)	イ (ア)	変動費①(サービス対価 C-2-1):汚泥資源化施設	各月の変動費①算出用の消化汚泥固形物処理量(t-ds/日)は脱水設備投入前の流量、濃度を用います。 当日脱水した汚泥は当日に焼却処理開始する場合がありますが、一部貯留翌日以降焼却処理する場合もあり、計測した時点とズレが生じる場合があります。 但し、精算は月単位なので平準化されるため、脱水機投入前時点での計測値を用いて消化汚泥固形物処理量(t-ds/日)を算出します。 建設期間中変動費B-2-1も同の対応となります。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)別紙3	15	第2章	3	(3)	ウ	維持管理運営費に関わる修繕費	入札説明書別紙5配布資料リストの番号14「平野下水処理場脱水分離液処理施設維持管理・修繕計画」と配布資料20「平野下水処理場脱水分離液処理施設整備事業完成図書」を比較すると、機器仕様の相違や修繕計画にのみ記載のある機器等があります。 (例① 流入スクリーンに破砕機やし渣脱水機は付属されていないが修繕計画に記載がある。例② 脱水分離液送水ポンプ、床排水ポンプなどは完成図書に記載がない。等) 適正な修繕費を算出するため、完成図書に合わせた修繕計画をご提示いただけないでしょうか。	完成図書に基づき、事業者において修繕費の算出を行ってください。
13	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく規定	「施設建設費のうち、・・・次に掲げる場合に限り行う予定である。」とあります。 改定率として使用する指標に変動があった場合には、本事業契約書の記載内容に従い、事業者の提案に基づいて施設建設費の改定が実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			サービス対価の改定	機器費や材料費等が物価変動に基づく改定が行われる場合は、事業者が入札時に提出する入札書及び内訳明細書の項目を基に、改定いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、内訳明細は、「請負代金内訳書」とします。
15	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく改定	(1)にて「相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。」との記載があります。 各条文の条件(変動前施設建設費と変動後施設建設費との差額が1,000分の15を超える場合など)を満たした場合は、(3)の手続きにてサービス対価を改定いただけたという理解でよろしいでしょうか。 条件を満たした場合に、協議は実施するが、改定を行わない。ということがないことを確認するための質問です。	ご理解のとおりです。
16	事業契約書別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく改定	機械設備工事及び電気設備工事について、改定率として使用する指標により機器費、直接工事費、材料費等が物価変動に基づきサービス対価の改定が実施された場合は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費についても、サービス対価の改定が実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2・3			建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定	物価変動に基づく改定の指標の中で、有効利用費の焼却灰について、焼却灰の有効利用方法の大半は焙焼炉による二次加工を経て有効利用するものであり、加工費用は焙焼炉の運用に伴う燃料費に応じて増大します。そのため参照する指標として燃料に該当する「国内企業物価指数(日本銀行調査統計局)・石油、石炭製品」の採用のご検討をお願いいたします。	物価変動の改定は、日本銀行調査統計局が発行する国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目とし、事業者において提案する有効利用方法の処理過程に応じて使用する燃料等の根拠資料を提出し、市において妥当性を判断し決定します。
18	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく改定	ケーブル類を物価変動に基づく改定が行う場合は、国内企業物価指数/該当項目としては、「類別:非鉄金属、小類別:非鉄金属加工製品」を用いると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく改定	アルミケーブルダクト、ラック類を物価変動に基づく改定が行う場合は、国内企業物価指数/該当項目としては、「類別:非鉄金属、小類別:非鉄金属加工製品」を用いると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2			施設建設費の物価変動に基づく改定	塩化ビニル管類を物価変動に基づく改定が行う場合は、国内企業物価指数/該当項目としては、「類別:化学製品、小類別:合成樹脂」を用いると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回) 回答									
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号				
21	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2		施設建設費の物価変動に基づく改定	鋼材・鋼管類を物価変動に基づく改定が行う場合は、国内企業物価指数/該当項目としては、「類別:鉄鋼、小類別:鋼材」を用いると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
22	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2		施設建設費の物価変動に基づく改定	機械設備工事及び電気設備工事のうち、材料費において、物価変動に基づく改定が実施される際、国内企業物価指数の該当項目の判別ができないものがあつた場合は、協議の対象としていただく等の対応をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	物価変動の改定は、可能な限り日本銀行調査統計局が発行する国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目とするが、該当項目がわからない場合や該当項目がない場合は、事業者において提案する指標の根拠資料を提出し、市において妥当性を判断し決定します。	
23	事業契約書(案)別紙3	16	第4章	2		施設建設費の物価変動に基づく改定	昨今の世界情勢による物価高騰の影響で、電気、ガス、資材費等の価格が急激に上昇しており、事業者の創意工夫だけでは事業費を抑えた提案価格提示ができない状況にあります。一方で、貴市の公告記載内容である物価変動に基づく改定で実際の改定想定金額を加味することで、提案価格を抑えられると考えております。※別紙内に記載のR2年度平均の指標による価格改定 そのため入札に際しその改定想定金額及び提案価格を試算するため、各費用項目がどの国内企業物価指数に該当するかを把握する必要がありますが、本事業の機械設備工事と電気設備工事における機器費においては、大半が複数の材料により設計・製作されたものになり、機器により材料構成も異なることから、国内企業物価指数の該当1項目に判別することは困難であります。 そのため機械設備工事の機器費においては『鉄鋼』『非鉄金属』『金属製品』の3項目が該当すると判断し、その3項目の平均値を用いて物価変動に基づく費用改定が行われることを見込んだ提案金額の試算を考えております。 この理解でよろしいでしょうか。 同様に電気設備工事については『電気機器』『情報通信機器』『電子部品・デバイス』の3項目が該当と判断しております。	物価変動の改定は、日本銀行調査統計局が発行する国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目とするが、該当項目がご質問のように複数となる場合は、事業者において機器における使用材料割合にて指標を作成するものとし、提案する指標の根拠資料を提出し、市において妥当性を判断し決定します。	
24	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(1)	イ	対価の改定	対価の改定については、「原則として翌年度の4月1日以降の維持管理運営費の支払いに反映する。」とあります。 また、改定の指標としては、「毎年度、7月1日時点で公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)に基づき、直近12ヶ月の平均値とする。」とあります。 上記の場合、サービス対価の支払いに反映されるまでに大きな時差が生じてしまい、昨今のような急激な物価高騰等が発生した場合は、サービス対価と実際の物価とが大幅に乖離する恐れがあります。 従って、サービス対価の支払いに反映する時期を翌年度以降ではなく、当該年度の支払いに反映いただきたくご検討をお願い致します。	サービス対価の改定の反映は、事業契約書(案)に記載している翌年度から改め、サービス対価の改定指標は、直近12か月の平均値から直近3か月の平均値と改めます。なお、サービス対価の改定後3か月以内は、新たにサービス対価を改定できないものとします。また、サービス対価の改定が必要な場合は、物価変動による影響見込み額の根拠資料を提出してください。詳細は、令和4年9月22日公表予定の事業契約書別紙(修正版_第2回)をご確認ください。
25	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(1)	イ	対価の改定	対価の改定については、「原則として翌年度の4月1日以降の維持管理運営費の支払いに反映する。」とあります。 また、改定の指標としては、「毎年度、7月1日時点で公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)に基づき、直近12ヶ月の平均値とする。」とあります。 上記の場合、サービス対価の支払いに反映されるまでに大きな時間差が生じてしまい、昨今のような急激な物価高騰等が発生した場合は、サービス対価と実際の物価とが大幅に乖離する恐れがあります。 一方で貴市発注の別案件では「毎年4月1日時点で公表されている直近12ヶ月の指標に基づき6月30日までに見直しを行い、改定時期は改定年度の第1四半期以降の支払いに反映させる。」とあります。 本案件においても改定時期を改定年度の第2四半期以降の支払いに反映いただきたくご検討をお願い致します。	サービス対価の改定の反映は、事業契約書(案)に記載している翌年度から改め、サービス対価の改定指標は、直近12か月の平均値から直近3か月の平均値と改めます。なお、サービス対価の改定後3か月以内は、新たにサービス対価を改定できないものとします。また、サービス対価の改定が必要な場合は、物価変動による影響見込み額の根拠資料を提出してください。詳細は、令和4年9月22日公表予定の事業契約書別紙(修正版_第2回)をご確認ください。
26	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(1)	イ	対価の改定	維持管理・運營業務の開始を令和10年10月とした場合、建設期間中維持管理運営費(サービス対価B)は令和10年9月までの適用、維持管理運営費(サービス対価C)は令和10年10月からの適用と理解しております。 上記を踏まえた上で、令和9年7月1日時点(令和8年7月～令和9年6月)の指標に基づき、令和10年4月～令和10年9月までの建設期間中維持管理運営費(サービス対価B)を改定した場合、令和10年10月～令和11年3月までの維持管理運営費(サービス対価C)も同様に改定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回) 回答									
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号				
27	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(1)	イ	対価の改定	「原則として翌年度の4月1日以降の維持管理運営費の支払いに反映する。」とありますが、令和8年度末の平野下水処理場の既設汚泥溶融施設の停止に伴い、令和9年度より建設期間中維持管理・運営業務を開始する場合、初めてのサービス対価の見直しとして、令和8年7月1日時点(令和7年7月～令和8年6月)の指標に基づき、令和9年度の建設期間中維持管理運営費(サービス対価B)を改定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、令和10年10月より維持管理・運営業務を開始する際は、令和9年7月1日時点(令和8年7月～令和9年6月)の指標に基づき、令和10年10月～令和11年3月までの維持管理運営費(サービス対価C)を改定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 なお、本質問はサービス対価の変動率が±1.5%を超えた場合を前提としており、運営開始初年度から物価変動を反映頂きたいと考えています。	ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(2)		改定方法	サービス対価の改定について、事業契約書(案)に関する質問回答No.108にて「費用項目ごとに算定し、支払区分毎の額が±1.5%を超えた場合に支払い区分ごとに改定します。」と回答いただいています。 昨今の社会情勢の影響による物価上昇により、電力料金、都市ガス料金など特定の費目での大幅な高騰が発生しております。 実際の物価変動に即した改定とするためにも、費用項目ごとの改定としていただきたく、ご再考いただけますよう重ねてお願い申し上げます。	事業契約書のとおりとします。
29	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(2)	ア	物価変動等の指標	昨今の世界情勢による物価高騰の影響により、電気、ガス、資材費等の価格が急激に上昇しており、事業者の創意工夫だけでは事業費を抑えた提案価格提示ができない状況にあります。 この状況から提案価格は実際の物価変動に基づく改定想定額を加味することで、提案価格を抑えられると考えております。 一方で、建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定について、物価変動等の指標については「毎年度7月1日時点で公表されている直近12ヶ月の指標(確定値)に基づき、直近12ヶ月の平均値とする」とあります。直近12ヶ月平均だと昨今のような急激な物価変動が発生した場合、実際の価格と改定幅に大きな誤差が発生してしまいます。 サービス対価改定時の社会情勢に応じて、直近12ヶ月平均から、直近3ヶ月もしくは6ヶ月平均への変更については協議に応じて頂きますようお願いいたします。	サービス対価の改定の反映は、事業契約書(案)に記載している翌年度から改め、サービス対価の改定指標は、直近12か月の平均値から直近3か月の平均値と改めます。なお、サービス対価の改定後3か月以内は、新たにサービス対価を改定できないものとします。また、サービス対価の改定が必要な場合は、物価変動による影響見込み額の根拠資料を提出してください。詳細は、令和4年9月22日公表予定の事業契約書別紙(修正版_第2回)をご確認ください。
30	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(2)	ア	物価変動等の指標	昨今の世界情勢による物価高騰の影響により、電気、ガス、資材費等の価格が急激に上昇しております。 一方で、「各指標は、毎年度7月1日時点で公表されている直近12ヶ月の指標(確定値)に基づき、直近12ヶ月の平均値とする」とあります。直近12ヶ月平均だと昨今のような急激な物価変動が発生した場合、実際の価格と改定幅に大きな誤差が発生してしまいます。 サービス対価改定時の社会情勢に応じて、直近12ヶ月平均から、直近3ヶ月もしくは6ヶ月平均への変更については協議に応じて頂きますようお願いいたします。	サービス対価の改定の反映は、事業契約書(案)に記載している翌年度から改め、サービス対価の改定指標は、直近12か月の平均値から直近3か月の平均値と改めます。なお、サービス対価の改定後3か月以内は、新たにサービス対価を改定できないものとします。また、サービス対価の改定が必要な場合は、物価変動による影響見込み額の根拠資料を提出してください。詳細は、令和4年9月22日公表予定の事業契約書別紙(修正版_第2回)をご確認ください。
31	事業契約書(案)別紙3	17	第4	3	(2)	ア	物価変動等の指標	「各指標は、毎年度、7月1日時点で公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)に基づき、直近12ヶ月の平均値とする。」とあります。 変動費①②内の「都市ガス料金」については「国内企業物価指数(日本銀行調査統計局)・大分類:電力都市ガス」の指標となりますが、都市ガスは、財務省貿易統計の原料価格が単価に大きく影響されます。 また、貴市にて今年度発注された「令和4年度 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス」の「都市ガス供給仕様書」内でも、ガス料金の算定基準は「ガス料金は、財務省貿易統計の令和2年9月から令和3年8月の公表値の平均原料価格を用いて算出し」とあります。 したがって、本事業の都市ガス指標に用いる指標も、財務省貿易統計を採用いただけないでしょうか。	事業契約書のとおりとします。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回) 回答								
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
32	事業契約書(案)別紙3	18	第4章	3		建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定	「費用項目に対応する指標の増減率は、当該費用項目に係る当該年度の指標と、最後にサービス対価の見直しを行った年度の指標(初めてサービス対価の見直しを行う場合にあつては、令和2年度の指標(令和2年4月から令和3年3月までの平均))の増減分を、最後にサービス対価の見直しを行った年度の指標で除して算出する。」とあります。 建設期間中維持管理費の見直しが行われた場合でも、維持管理運営期間後は、初年度から令和2年度指標との増減分を見直すとの理解でよろしいでしょうか(両期間ではコストの構成が異なるため)。	ご理解のとおりです。